

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

韓国における口蹄疫の発生について

韓国では1月に全羅北道で豚2例、2月に入り中清南道でも豚2例で口蹄疫が発生しています。

春節の時期は過ぎましたが、下記の事項に留意の上、引き続き警戒をお願いします。

(1)口蹄疫等が発生している国への渡航及び発生している国の畜産関連施設由来の郵便物等の受取りを、従業員も含め可能な限り自粛して下さい。

(2)衛生管理区域に必要な無い車や人を立ち入らせず、また、物を持ち込ませないようにして下さい。やむを得ず車や人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないようにして下さい。

(3)日頃から家畜の観察を徹底し、口蹄疫を疑う症状が見られた場合は、速やかに当所までご連絡下さい(年末、年始、休日でも対応しています)。

2016年2月18日現在

韓国における口蹄疫の発生状況 (2016年1月以降)



○2014年以降の韓国における口蹄疫の流行(O型)

- ・2014年7月～8月: 3件(豚3件)
慶尚北道(2件)、慶尚南道(1件)
 - ・2014年12月～2015年4月: 185件(牛5件、豚180件)
忠清南道(70件)、京畿道(56件)、忠清北道(36件)、江原道(11件)、慶尚北道(8件)、仁川広域市(2件)、世宗特別自治市(2件)
- ※最終発生日: 2015年4月28日(忠清南道洪城郡 牛)

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	韓国	1月11日、13日	豚	O型
高病原性 鳥インフルエンザ	中国	12月7日、1月9日	クジャク・コクチョウ	H5N6
		1月11日	家きん	H5N1
	台湾	12月7日～1月7日	鶏・がちょう・地鶏・七面鳥	H5N2
		12月7日～24日	鶏・がちょう・地鶏	H5N8

定期報告書の提出をお願いします

平成23年度より、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、家畜飼養者は毎年2月1日現在の家畜の飼養状況について、県に毎年1回報告することが義務付けられました。

偶蹄類：**牛・水牛・豚(ミニブタを含む)・いのしし・めん羊・山羊・鹿**

奇蹄類：**馬(ポニーを含む)**

鳥類：**鶏・うずら・あひる・きじ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥**

を**1頭(羽)以上飼養する方**は家畜伝染病予防法に基づく**定期報告が必須**です。

畜産農家の方に関しては、「家畜伝染病予防法及び畜産統計に係る調査表」が送付されておりますので期限までに、各市町村に報告をお願いします。

なお、小規模飼養者※の方についても、各市町村から様式(右図)を送付しておりますので記入、報告をお願いします。

様式が送られてきていないという方は、最寄りの市町村畜産担当部署、又は各家畜保健衛生所までご連絡ください。熊本県のホームページにも様式を掲載しています。以下のURLからご覧下さい。

URL：http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_6856.html

調査票【その他家畜・遵守状況】(家畜保健衛生所保管)

平成28年度家畜伝染病予防法及び熊本県畜産統計に係る調査

家畜所有者の氏名	姓
家畜所有者の住所	〒

その他家畜

※農場(同一農地)ごとに頭数を御記入ください。農場が複数ある場合、別紙調査票を御活用ください。

農場の名称及び所在地住所	名称
家畜所有者と同一の場合、記載	住所：〒
農場管理者の氏名・住所	氏名
家畜所有者と同一の場合、記載	住所：〒

◇ 該当する家畜の頭羽数を御記入ください。

◇ 偶蹄類		◇ 鳥類	
	(小規模経営)		(小規模経営)
牛	頭 1頭	鶏	100羽未満
めん羊	頭 5頭以下	あひる・あいがも	100羽未満
山羊	頭 5頭以下	七面鳥	100羽未満
豚	頭 5頭以下	うずら	100羽未満
いのしし	頭 5頭以下	ほろほろ鳥	100羽未満
馬	頭 5頭以下	きじ	100羽未満
その他	頭 5頭以下	ダチョウ	100羽未満
()			

※1 鶏については、果として養鶏業を営んでいる方は羽はごらんに御記入ください

※小規模飼養者とは下記の頭数を飼養する方

(1) 牛・水牛・馬

1頭まで

(2) 豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿

5頭以下

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ホロホロ鳥・七面鳥

100羽未満

(4) ダチョウ

10羽未満

毎月20日は家畜防疫の日

毎月20日は飼養衛生管理基準の自己チェックおよび農場消毒を行う日です。口蹄疫や鳥インフルエンザ、PED等の家畜伝染性疾病の侵入を防ぎ発生を予防するためには、地域全体の衛生水準を上げる事が重要です。

農場を守るため、**20日の飼養衛生管理の自己チェックと消毒を習慣化**させましょう！

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくはQRコードより、

登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

